

会員集会開催

4つのテーマで活発な議論

昨年12月13日午後2時より、当会会館にて会員集会が開催された。多くの会員が集い、議題となった4つのテーマについて、活発な議論が交わされた。

男女共同参画社会に向けての宣言について

佐藤正知副会長より、その沿革や提案理由、政府や日弁連及び他会における取組等の説明がなされた。

宣言案の表現については、男性会員から、現に当会内部に就職差別やハラスメント被害等が存在するかどうかのような表現とな

っており誤解を招くとの意見が出され、これに対して女性会員からは、当会においても現に就職差別等が存在するとの指摘がなされるなど、現状認識に差がある様子も垣間見られた。

宣言案の起草を担当した会員から、今後更に表現等を検討して進めたいとの意向が表明された。

弁護士法人会員会規改正について

堀口憲治副会長より、弁護士法人の会費の負担割合を変更する内容の会規改正について説明がなされた。改正の背景には、懲戒を受けた当会

会員が所属していた社員1名の弁護士法人につき当会が清算人選任申立てを行い、同事件の予納金を支出した経緯がある。

併せて堀口副会長より、現在の弁護士法人の会費負担状況及び改正後の試算等の説明がなされた。

会員からは、現在の法人会費の額を定めた経緯、会規改正の契機となった清算人選任申立事件の経緯、改正により増額となる会費収入の使途等

について質問がなされ、執行部より各々答弁がなされた。

本改正については、2月26日に開催予定の臨時総会において審議することが予定されている。

会員の懲戒処分等の重大な不祥事案を当会ウェブサイトに掲載することについて

河合秀樹副会長より、懲戒処分等の当会ウェブサイトで公表について、現状規則等では明確に定められておらず、事案が重大な場合には会長

談話等で公表し、掲載期間等については理事者会決定に基づきなされていること、サイトで公表

は対象会員に多大な影響を与えるため、規則改正により定めをおく必要があること等の趣旨説明がなされた。

会員からは、一般論と

建築紛争解決の円滑化を目指して

弁護士と建築士との連携を図るため、平成26年から約3年にわたり、当会と神奈川県建築士会との間で定期的

に懇談会を開催してきた。そして、昨年12月25日、当会会館において、弁護士及び建築士の紹介等に関する協定が締結されるに至った。協定締結にあたり、調印式が行われ、神奈川県建築士会の金子修司会長及び当会の延命政之会長が協定書に調印を行った。また、司法記者からの質疑応答

弁護士及び建築士の紹介等に関する協定調印

も行われた。同協定では、相互に会員を紹介する制度が定められている。すなわち、弁護士が建築紛争等において専門的な知見が必要となる場合などに、建築士会を通じて建築士の紹介を受けることができる。他方、建築士が建築に関する紛争や法律問題に直面した場合等に、当会を通じて弁護士の紹介を受けることができる。また、相互の業務内

容をより深く理解しあい、適切な場面で協力を仰ぐことができるように、研修会、講習会、相談会等を共同して開催していくことも検討されている。

同協定の締結による士業連携により、解決まで長時間を要することの多い建築紛争が円滑化し、県民に対し、より質の高いサービスを提供できる体制が整えられていく一助となることが期待される。

(会員 尾崎 直人)

包括的不祥事対策としての会推薦等の規制のあり方について

河合秀樹副会長、次いで会員不祥事防止プロジェクトチームの小野毅会員より、制度及び会規案の説明がなされた。

今回導入を検討されているのは、懲戒処分と共

に当会の各種推薦名簿等に基づく推薦を一般的に一時停止する制度である。一時停止の後、個別の規則等がある場合(例えば法律相談センター運営規則)には、個別の規則等の定める手続に従って最終的な名簿抹消等について判断され、個別の規則等が存在しない場合には、各名簿の趣旨等を勘案して名簿抹消等について判断される。個別の手続によつて名簿抹消をしない旨の決定がされた場合には、一時停止の効力はなくなり各種名簿に基づいた推薦が復活する。

会員からは、執行部案として示された会規案各条項の解釈や具体的な運用について多数の質問がなされたほか、外部への通知制度への疑問、一時停止制度の導入自体に反対する意見等も表明され、本制度が検討の余地を多く残すものであることがうかがわれた。

当会の信用を維持するための施策として一時停止制度の導入を図るということについて、その目的が重要であることには異論はなからうが、同時にこの制度は、対象会員の利害に重大な影響を及ぼす可能性がある。制度導入には引き続き慎重かつ幅広い議論が求められる。

集会の最後に、糸井淳一副会長より、日弁連の依頼者の本人特定事項の確認及び記録保存等に関する規程及び同規則に基づき、今後個々の会員に義務付けられることとなる年次報告書について、具体的には追って各会員に周知する予定であるので、会員各位において協力されたいとの報告がなされた。

(会員 川添 啓明)

臨時総会開催のお知らせ

日時…平成30年2月26日(月) 13時
場所…横浜情報文化センター 6階 情文ホール



神奈川県のアウトラインと天秤をモチーフにした神奈川県弁護士会のロゴマークです。

山ゆり

横綱の暴行事件が大ニュースとなっている。事件の詳細は不明だが加害者は被害者の何らかの行動を咎める意図を持っていたと報道されており、当事者の上下関係も考慮すると体罰的な意味合いを持った暴行であったというところらしい▼体罰という私が子供の頃は普通に経験した。小学5年生の時、掃除当番をさぼった罰として体育館に5人の男子が整列させられ、頬に1発ずつびんたをもらった。中学生のとき野球部でミスをするといわゆるけつバットをもらった▼時代が変わり今は体罰禁止の世の中である。体罰が結果として良い効果をもたらしたケースがあるという主張をする人もいるかもしれない。しかし、体罰がその場面で一番効果的な方法であるか、検討した上で体罰を用いたというケースは稀であろう。多くの場合、体罰を振るう側は冷静さを失っている▼体罰を肯定するつもりは無い。ただ私が言えることは、①びんたをもらった後は掃除当番をさぼらなかつたこと、②びんたをもらったことは40年以上覚えていて、③アルコールには要注意、である。

(長谷川 篤司)

憲法施行70年記念連続講座(第4回)

なぜ24条が狙われるのか

昨年11月28日、憲法施行70年記念連続講座の第4回として「なぜ24条が狙われるのか」両性の本質的平等と9条との密接な関係について」というテーマで、打越さく良弁護士(第二東京弁護士会)の講演会が当会会館で開催された。当日は100名以上の参加者があり、会場はほぼ満席であった。

まず、戦前に既に臨時法制審議会により戸籍上の「家」を改めることが24条により「親の強制」

と「男性の支配」を否定することを意図していたこと、戸主が支配した戦前の「家」制度は、年長者を優位とする上下の差別と女性差別という2つの差別に貫かれており、「家」は天皇制と相似形で天皇制を支えていたため、24条は「国体」の否定でもあったことなど、

24条制定の経緯や9条との関係について説明がなされた。

また、行きすぎた個人主義が少子化や家族崩壊をもたらしたとして右派が24条を改正すべきとしていること、家庭教育支援の名の下で「公共」「伝統」という文言を繰り返す、自主性より自律・規律を重んじる教育基本法改正(2006年)がされたこと等に対し警鐘を鳴らした。

更に、各国憲法の家族規定を挙げ、スウェーデンやフランス等が比較的高い出生率を誇っているのは、条約や憲法等に基づき手厚い家族政策を実行しているからであり、出生率を向上させて人口急減に歯止めをかけるには、憲法に家族保護条項(個人の尊厳に基づく婚

講演する打越さく良弁護士

暮らしとこころの相談会

複合的な問題を抱える相談者の架け橋に

昨年12月9日、当会の貧困問題対策本部自死問題対策部会は、9月に引き続き、自殺予防対策として、暮らしとこころの相談会を実施した。

この相談会では、相談時間を1人1時間とし、弁護士、精神保健福祉士、臨床心理士という専門職3人が一つのチームを組んで、心の問題から法律相談までワンストップで対応している。

当日の相談件数は9件で、相談内容は、労働・非正規雇用が1件、多重債務が2件、生活保護が1件、家事事件関係が3件、こころの相談が4件(複数該当あり)だった。相談者の中には、自殺念慮を漏らす方もおり、この相談会が自殺抑制のために必要とされていることを再認識した。

他方、相談担当者にとっても、他の専門職と知

委員会活動紹介

⑥

災害対策委員会

一災害発生時の会員の
安否確認にご協力を一

当委員会は平成20年に設立された比較的若い委員会であるが、平成28年に東日本大震災後に立ち上げられた災害対策PTと合併された。マイナーな委員会と揶揄されがちだが、仕事は多く、テーマ別に分けても、①原発賠償問題、②県外や県内避難者への支援、③防災・復興に関する行政(他会、他士業、ボランティアと

の連携、④会内防災対策、⑤支援活動に必要な知識の普及など、幅広い分野に及んでいる。福島避難所等への相談者派遣も継続しており、多くの登録会員の汗と努力によって支えられている。

私が主体的に取り組んでいる活動として、神奈川県大規模災害対策士業連絡協議会(略称「かながわ災害士業ネット」)

がある。平成16年に当会主導で声掛けをして設立され、当会担当副会長が協議会会長を務めることが慣例となっている。少しずつ会員団体を増やし、現在は11団体である。

顔の見える関係の継続こそが非常時の力になると考えており、年4回の協議会の後は、毎回懇親会を開催して連携を強化している。

さて、弁護士会の最大

かながわ災害士業ネットとして出展したイベント「マザーズカフェ」

の資産は、言うまでもなく会員であり、会員から得られる様々な力である。会員の喪失はすなわち会の損失である。たとえば、当会は会規において、災害発生時に、県内外で復興支援活動を行うことを約束しているが、会員あつてこそその活動である。したがって、発災時にはすばやく、会員及び職員の安否、支援の要否、支援活動の可否についても情報収集を行い、活動する会員には適宜必要かつ有益な情報を伝達していく必要がある。

現在、当委員会では、非常時における効果的な情報収集・伝達方法を模索しているが、会員の皆様にもその必要性については是非、ご理解、ご協力をいただきたい。

(会員 伊東 克宏)

生活保護
ホットライン

たくさんの声

昨年12月11日10時から16時まで、当会会館にて生活保護ホットラインが実施された。相談件数は33件とこれまでと比べても増加し、多くの相談があった。今回はテレビニュースで告知があり、その効果が大きかったようだった。

今回も様々な相談が寄せられた。相談者の中には、役所に生活保護の申請に行ったにもかかわらず、話をろくに聞いても

もらえずに追い返された方もおり、まだまだ生活保護の運用面での問題が改善していないことを感じた。また、生活に困窮し、かなり切迫した状況で相談をされている方もおり、社会保障が十分に行き届いていない実態があることを再確認した。

個々の相談の対応に取り組むことはもちろんであるが、併せて様々な相談を通じて浮き彫りになった、今まさに起きている生活保護を巡る問題について、きちんと把握し、今後の取組に生かしていきたいらと思う。

(会員 相智 真知子)

遺言・相続に関する セミナー&相談会

開催

昨年12月4日、当会会館で「遺言・相続に関するセミナー&相談会」が行われた。河野康裕会員が講師を務め、「終活における遺言の活用方法」というテーマで具体的な事例を交えてメリハリのある講演が行われた。また、引き続き河野会員から横須賀市が行っているエンディングプランサポート事業の概要が紹介された。

セミナー参加者はわずかに定員に満たなかったが46名と多数であり、会場がほぼ満席の状態であった。また、セミナー終了後の相談会も相談枠18枠が全て埋まり大変盛況であった。

今回のセミナーに関する参加者アンケートでは、回答者の半数からセミナーが大変分かりやすかったという回答があった。

（会員 鈴木 裕）

同期から3名もの常議員

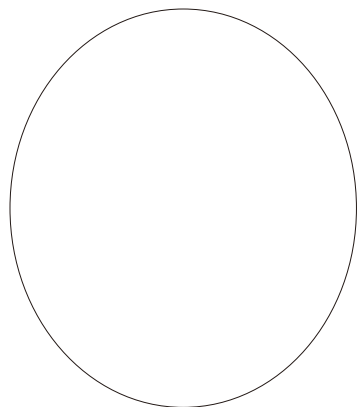
会員 渡部 英明（50期）

これまでの常議員は各期から1名を選出していたのが慣例のようだったが、今年度は常議員選挙となった。50期からは、私の他に2名の常議員が選出され、同期から3名もの常議員を出すことになった。今後は、同期というくくりだけではなく、様々な立場から、常議員が選出されてくるのであろうと思う。常議員

が選挙の対象であることからしても、これは自然の流れなのかもしれない。これまでの常議員会の様子であるが、12月時点で皆勤の常議員が20名以上いるとのことであり、多くの常議員が常議員会に出席している。また、活発で建設的な議論もなされており、とてもいい状況であると感じている。議題によっては、執行部への質問

・意見が多くなされるが、執行部も適切かつ丁寧な説明をして、多くの常議員を納得させているのである。12月までの常議員会は、正副議長の円滑な議事進行により、夜遅くまでかかることはなく、平穩無事に終了している。議題によっては、紛糾するものもあるかもしれないが、このまま、最後まで平穩で終わりたい。

常議員会 の い ま



徐々に発言が少なくなるものの、飲み会で息を吹き返し饒舌になる理事者もいる（おっと、会長と私のことでした）。カラオケ好きの私は、飲み会後の帰宅途中にふらっとカラオケボックスに寄ってしまうことも多い。当初「二人カラオケ」は何となく恥ずかしく伏し目がちに入店していたが、最近では気にならないうようになった。ただ、ボックス内でノリノリ絶叫中に店員さんがドリンクを持ってきたりすると今でも恥ずかしい。回数を重ねるとこれも気にならないようになるのだろうか。

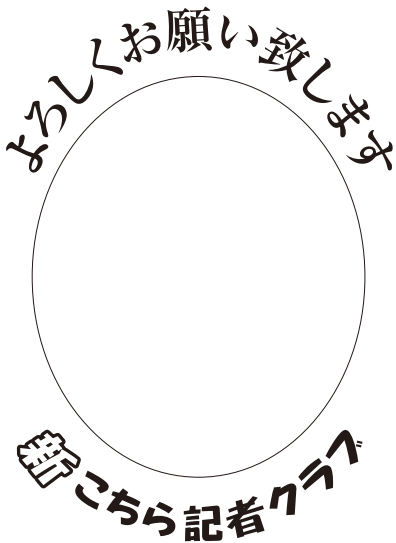
2017年10月、福岡から異動になり3年ぶりに関東に帰ってきた。群馬の田舎出身の私にとって横浜はオシャレで国際色豊かなイメージ。神奈川県警、横浜司法記者クラブの担当として横浜に通える機会が増えることがうれしく感じる。

横浜市といえば大学生だった09年、第1回横浜国際女子マラソンに出場した。第1回大会は珍しい周回コース。山下公園付近発着で日本大通り駅前、赤レンガ倉庫や中華街という横浜市街地の名所を巡るコースを3周した。

ただ、制限時間が厳しくコ

ース途中に設けられた関門に引つかかる選手が続出。私は最後尾近くで何とかゴールした。これまで12回マラソンに

に、不思議だった。横浜国際女子マラソンは14年に残念ながら終了してしまったが、今度は横浜マラソンを走ってみ



出た中で一番きつかったレースだったと記憶している。平坦で走りやすいはずなの

たい。大学生のときは違った。神奈川県、横浜の景色が見えると思う。

（日本経済新聞東京社会部
定方 美緒）

議論は夜まで延々と

副会長 堀口 憲治郎

当会執行部の業務方針は理事者会で決定される。理事者会で扱うテーマは、総会・常議員会の準備、規程の改正、会員の不祥事対応、職員の人事、などなど多岐にわたる。理事者会の資料も膨大だ。前回の理事者会資料を見返したところ、資料は3分冊になっており、ページ数はそれぞれ723頁、266頁、107頁（合計1096頁）となっている。ちよつとした訴訟事件の関係資料よりも多い分量だ。

事務局長を始めとする事務局が膨大な時間と労力を割いて用意してくれている。この資料を事前に

理事者会の後には理事者揃って飲みに行くのが慣例となっている。理事者会の終盤には疲れ果て

気付けば任期もあと僅か。思い残すことのないように任期を全うしたい。

かなパブ最前線

久しぶりの法テラススタッフ弁護士

かながわパブリック法律事務所(以下「かなパブ」)では、弁護士が足

りない場所で働きたいという志をもった若手弁護士を育てている。

法テラス佐賀法律事務所前にて(左から川口、重野、中山)

かなパブに入所する勤務弁護士は、①ひまわり基金法律事務所に赴任するが、②法テラスのスタッフ弁護士になるか、③県内又は関弁連管内の弁護士不足地域で独立開業するか、必ずいずれかの道に進むことになる。

OB・OGなど総勢8名で、川口弁護士を激励しに佐賀を訪れた。法テラス佐賀は、森田弁護士が赴任した法テラス八雲とは異なり、弁護士の人数が少ない地域ではなく、本庁所在地にある。そのため、扶助事件や国選事件、司法ソーシャルワーク等が主な業務となる。行政や福祉関係者を通じた受任が多い一方で、事件記録の棚には、無国籍児に関する事件など、指導担当であった筆者もまだ経験がないような事件名もみられた。しかし、川口弁護士は、特に慌てたり困ったりしている様子もなく、明るく生き生きと事件処理の手順等を語ってくれた。

(会員 重野 裕子)



事務所見学の後は、皆で嬉野温泉へ向かい、美味しい佐賀牛を堪能し、日本三大美肌の湯に浸かって美肌を手に入れ(たような気分になり)、翌日には有田焼の給付けも体験し、良いリフレッシュの機会にもなる有意義な旅であった。

(会員 重野 裕子)

デスク 勝俣 豪
記者 市川 統子
常磐 重雄
長谷川 篤司
本間 久雄
川添 啓明
棚村 隆行

編集後記

「アレクサ。編集後記は何を書いたらいい?」「今はわかりませんが、もっと勉強しておきます。」「OKグーグル。編集後記は何を書いたらいい?」「すみません。お役に立てそうにありません。仕事の役に立つのはまだ先になりそうです。」

私のホビ「ペンシルパズル」の世界

会員 川邊 優喜

「ペンシルパズル」とは、クロスワード、迷路、数独(各列、3×3のブロックに1から9の数字

2017年に開催された世界パズル選手権の様子

を重複しないように入れるパズル。ナンプレともなどの、主に紙と鉛筆で解くパズルの総称である。物心ついた頃から解き始め、中学時代から雑誌に投稿するようになり、今も副業としてパズル作家を続けている。パズルとして解けるものであれば、何を作るかは基本的に自由。言葉系のパズルであれば、テーマや入りたい言葉を考えたり、論理的に解ける数字系のパズルであれば、

解き方の論理や数字の配置を考えたり。難易度は主な読者やバランスを考えて調整することが多い。盤面としての制約はあるが、自分のやりたいことを自由に出来る上に、作ったものを読者に解いてもらえることが、パズル作家の面白いところである。筆者は、パズルは「作り手と解き手とのコミュニケーション」だと考えている。

長い間、パズル作家としての活動がメインだったが、ここ数年は、パズルをいかに早く解くかを競う、競技パズルにもはまるように。「世界パズル選手権」に2014年から日本代表として出場するようになり、インド

で開催された去年の大会では自己最高の12位。パズルそのものに比べて非常にニッチな世界なので、人とも言いえない順位だが、人と競う面白さと、世界中のパズル愛好家が集まる面白さは、パズル作家とはまた違った魅力があると思う。いつかは優勝すること、知名度が上がって、日本での開催を実現させることが、筆者の当面の夢である。

パズルは特別な道具はいらず、お金もかからない非常に気楽な娯楽である。書店には様々な種類のパズルの本が並んでいるので、まずは1冊、好きな本を手にとってみてはいかがだろうか。

お客さんは目当ての品をゲットすると、他に掘り出し物はないかと会場内をぐるぐる回って品定めしている。開場当初の勢いのあった売り買いが、ここで一瞬停滞気味となる。間髪を入れず、「コーヒー、値札から500円引き」などの声が上がって、場の雰囲気は再び活気づいた。

最後は、「3つまとめて○○円にして!!」などの常連客との押し問答を繰り返しながら、無事、全ての商品が完売した。私は、販売に関わるのは初めてであったが、お客さんとのやりとりをとても楽しむことができた。今回も多くの会員から多数のパズル品をご提供いただいた。この場を借りて御礼申し上げたい。

そして、事務局による強気の、いや適切な価格設定の成果もあり、前年を上回る売上を達成することができた。売上金は、組合員のため、弁護士会のため、有益に利用していきたい。

(神奈川県弁護士会協同組合バザー実行委員会委員長 村松 剛)

弁護士協同組合年末バザー

売上アップ。今回のバザー

平成29年12月22日12時15分。ドアが開くと、朝9時すぎから並んでいたお客さんがドツとバザー会場に流れ込んできた。会場は、お菓子、飲み物、雑貨等の各コーナーに分かれ、「いらつしやいませ」「いかがですか」などど販売員が声をかけている。

お客さんは目当ての品をゲットすると、他に掘り出し物はないかと会場内をぐるぐる回って品定めしている。開場当初の勢いのあった売り買いが、ここで一瞬停滞気味となる。間髪を入れず、「コーヒー、値札から500円引き」などの声が上がって、場の雰囲気は再び活気づいた。

最後は、「3つまとめて○○円にして!!」などの常連客との押し問答を繰り返しながら、無事、全ての商品が完売した。私は、販売に関わるのは初めてであったが、お客さんとのやりとりをとても楽しむことができた。今回も多くの会員から多数のパズル品をご提供いただいた。この場を借りて御礼申し上げたい。

そして、事務局による強気の、いや適切な価格設定の成果もあり、前年を上回る売上を達成することができた。売上金は、組合員のため、弁護士会のため、有益に利用していきたい。

(神奈川県弁護士会協同組合バザー実行委員会委員長 村松 剛)

デスク 勝俣 豪

記者 市川 統子

常磐 重雄

長谷川 篤司

本間 久雄

川添 啓明

棚村 隆行

神奈川県弁護士会

電話/045-211-7700

関内法律相談センター

予約受付時間/平日9:30~17:00

◆交通事故相談

相談時間 30分以内

月~金 9:15~11:45

13:15~15:45

相談料金 無料

◆交通事故による高次脳機能障害相談

相談時間 50分以内

第2、第4水曜 13:15~15:45

相談料金 無料

◆子どもの人権相談

相談時間 45分以内

木 13:15~16:15

相談料金 無料

◆外国人法律相談

相談時間 60分以内

第1、第3水曜 13:15~16:15

相談料金 7,500円(税込み)

◆働く人の法律相談

相談時間 45分以内

月・第2、第4木曜 13:15~14:45

相談料金 5,000円(税込み)

◆消費者被害相談

相談時間 45分以内

火・金 13:15~16:15

相談料金 無料

◆インターネット予約は

ひまわり相談ネットから

◆みなとみらい線 日本大通り駅 1番出口

から徒歩1分

◆JR京浜東北線 関内駅(南口、市営地下鉄関内駅) 1番出口から徒歩10分

県庁新庁舎

みなとみらい線 日本大通り駅 1番出口

開港記念会館

県庁

検察庁

裁判所

神奈川県弁護士会館

中区役所

朝日生命ビル

横浜公園

横浜スタジアム

横浜市役所

南口

JR関内駅

首都高速